

事務連絡  
令和5年5月29日

各  
〔  
都道府県  
市町村  
中核市  
〕

障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて  
(令和5年5月29日版)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けの変更（令和5年5月8日以降）に伴い、令和3年9月22日付け事務連絡でお示した「障害児通所支援に係るQ&A」（令和3年9月22日版）については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡）（以下「令和5年4月28日付け事務連絡」という。）を踏まえて更新したので執務の参考としてください。

こども家庭庁支援局障害児支援課  
TEL：03-6861-0063  
E-mail：shougaijishien.shougaijishien@cfa.go.jp

(別紙)

障害児通所支援に係るQ & A (2023年5月29日版)

今回更新箇所は赤字下線

## 1 当面継続する柔軟な取扱い

### (1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い

Q 1. 当面は、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能でしょうか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、様々な状況が生じることから、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過減算を適用しない取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。

受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましく、やむを得ず配置できない場合（令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番2でお示した通り、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限り、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合）減算は適用しません。

Q 2. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算や児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A 2. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番2でお示したとおり、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限り、含むとして差支えありません。

## (2) その他の加算の取扱い

Q 3. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付事務連絡）の問6で、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とされていますが、放課後等デイサービス及び児童発達支援の加算で該当するものを具体的にお示し下さい。

A 3. 児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算、福祉専門職員配置等加算が該当します。

体制にかかる加算の要件が欠如した場合の考え方は、令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番2でお示ししたとおりです。

Q 4. 人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は、算定要件に示す内容を実施しないと算定できませんが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 4. 臨時的な取扱いとしていた人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）及び医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）については、臨時的な取扱いを終了することとします。

（なお、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は従前より臨時的な取扱いはありません。）

Q 5. 看護職員加配加算、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、体制の届出に加え、実際に児童に支援を行うことが算定要件となっていますが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 5. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番31でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

Q 6. 個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算についてはどのように取り扱うべきでしょうか。

A 6. 個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算については臨時的な取扱いを終了することとします。

身体拘束廃止未実施減算については、特例的な取扱いはありません。

Q 7. 国民健康保険団体連合会に請求や審査を委託している場合で、加算や減算の特例的な扱いをする上で留意すべきことはありますか。

A 7. 臨時的な取扱いを終了することとします。

### (3) 代替的な支援の取扱い

Q 8. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（その3）（令和2年2月28日付け事務連絡）における「できる限りの支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A 8. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番28でお示ししたとおり、事業所において、通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、事業所が居宅を訪問し、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

また、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q 9. Q 8における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A 9. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番28でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

Q10. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A10. 臨時的な取扱いを終了することとします。

Q11. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A11. 居宅訪問型児童発達支援事業所として指定を受けていなければ、居宅訪問型児童発達支援としての報酬を算定することはできません。

#### (4) 支給決定その他の取扱い

※ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、学校等の臨時休業に係るQ & A (Q12～Q15、Q18及びQ20～22)は廃止します。なお、学校の臨時休業に伴う臨時的な取扱いは、令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番27でお示したとおり、臨時的取扱いを終了することとします。

#### Q12～Q15. 削除

Q16. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A16. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番3でお示したとおり、事業所において通常のサービス提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問のできる限りの支援を行うことを可能としたところです。

Q17. 削除

Q18. 削除

Q19. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A19. 令和5年4月28日付け事務連絡の別紙連番30でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

## 2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

Q20~22. 削除